

建築工事業者

(第13条・第14条関係) 格付基準・格付

建築一式工事業者の格付基準	
建設業法27条の23第2項の規定による総合評定数値及び生駒市建設工事成績評定結果活用基準に基づく評定値の合計	等級
1350点以上	AA
1150点以上 1350点 未満	A
950点以上 1150点 未満	B
800点以上 950点 未満	C
800点 未満	D

(第16条関係) 発注標準

建築一式工事業者の発注標準	
発注対象金額	等級
5億円以上	AA
5億円以上 15億円未満	A
1億5000万円以上 5億円未満	B
4500万円以上 2億5000万円未満	C
7500万円未満	D